

鹿角市議会市民と語る会実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿角市議会基本条例（平成23年鹿角市条例第29号）第12条第1項の規定に基づき、議会と市民との多様な意見交換の機会の一つとして実施する鹿角市議会市民と語る会（以下「市民と語る会」という。）について必要な事項を定める。

(申込者等)

第2条 市内で活動しているグループ、団体等（宗教、政治及び公益を害するおそれのある活動を目的とした団体等を除く。以下「団体等」という。）。

(申込及び開催)

第3条 市民と語る会は、団体等が鹿角市議会市民と語る会申込書（様式第1号）を議長に提出し、議長が必要と認めた場合に開催する。

2 団体等は、3名以上の参加希望者がある場合は、開催を希望する日の3週間前までに、前項の申込書を提出しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

3 議長は、市民と語る会の開催の可否を決定したときは、団体等に対し、鹿角市議会市民と語る会開催決定通知書（様式第2号）により通知する。

4 市民と語る会の議題は、次に掲げるものとし、公序良俗に反しないものとする。

(1) 市政に関すること。

(2) 市議会に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市の重要な事項に関すること。

5 市民と語る会の開催時間は、1回当たり90分以内とする。

(出席者等)

第4条 市民と語る会への出席議員は次のとおりとする。

2 出席議員並びに出席する議員の代表者については、議会広報委員長が都度指名する。

(報告)

第5条 出席議員の代表者は、市民と語る会の終了後、市民と語る会実施報告書（様式第3号）を議長に提出する。

(公表)

第6条 議長は、市民と語る会実施報告書（様式第3号）を、鹿角市議会ホームページに掲載する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議会広報委員会において協議し決定

する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。